

社会福祉法人くろしお会定款細則

(目的)

第1条 この定款細則は、社会福祉法人くろしお会定款第24条第1項ただし書の規定により理事長が専決する日常の業務（以下「日常の業務」という。）の範囲を明らかにするとともに、その専決処分が理事長個人と特別な利害関係を有する場合の手続きを定め法人の円滑な運営を図ることを目的とする。

(日常の業務)

第2条 日常の業務は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 施設長を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理及び福利厚生に関する事
- (3) 債権の免除又は効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるものその他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち別表に掲げる契約の種類に応じ同表右欄に定める額を超えないもの
- (6) 1件250万円以下の基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えられても使用に耐えないと認められる取得価格160万円以下の物品の売却又は破棄
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者又は利用者の日常の処遇に関する事
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関する事
- (11) 寄付金の受け入れに関する事（寄付金の募集に関する事を除く。）

(理事長が専決できない業務)

第3条 理事長は、前条第3号、第6号、第7号及び第11号に掲げる業務のうち法人運営に重大な影響があるものは専決を行ってはならない。

(特別の利害関係を有する場合)

第4条 理事は、次に掲げる場合には、理事会において、当該取引につき重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 理事が自己又は第三者のために本会の事業の部類に属する取引をしようとするとき。
 - (2) 理事が自己又は第三者のために本会と取引をしようとするとき。
 - (3) 本会が理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間において本会と当該理事との利益が相反する取引をしようとするとき。
- 2 理事が前項に規定する取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
- (1) 取引をする理由
 - (2) 取引の内容
 - (3) 取引の相手方・金額・時期・場所
 - (4) 取引が正当であることを示す参考資料
 - (5) その他必要事項
- 3 前項により理事会に示した事項を変更する場合は、事前に理事会の承認を得るものとする。

(利益相反取引等の報告)

第5条 理事が前条第1項に規定する取引をしたときは、その取引の重要な事実を、遅滞なく、理事会に報告しなければならない。

附則

- 1 この定款細則は、平成11年9月1日から施行する。
- 2 この定款細則は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この定款細則は、令和2年4月1日から施行する。